

厚生労働省発社援0929第2号
令和2年9月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（通知）

生活保護基準については、かねてより御案内のとおり、平成30年10月1日より3年かけて段階的に新たな生活保護基準に見直しを行っています。

この生活保護基準の見直しに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針（以下「政府の対応方針」という。）（別添1）を確認しています。

また、平成30年に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立した際に、これと併せて「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が参議院厚生労働委員会において可決されています。

これまで、貴職に対しては、当職から通知（※）を発出し、政府の対応方針をお示しして、生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受け得る国の制度について、「生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応するとともに、地方自治体で独自に実施されている事業についても、この政府の対応方針及び参議院厚生労働委員会の附帯決議の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただく」くようお願いしたところです。貴職におかれましては、改めて、政府の対応方針及び参議院厚生労働委員会の附帯決議の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他の国の制度の例（別添2）を添付しておりますので、貴職におかれては、関連する諸施策を所管する内部部局に、幅広い周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、御配慮をお願いいたします。

※「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成30年6月19日
付け厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知）

「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（令和元年9月27日
付け厚生労働省発社援0927第3号厚生労働事務次官通知）

（別添1）「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」（平
成30年1月19日）

（別添2）生活保護基準の見直しに伴い、直接影響を受け得る国の制度について